

落石防護網設計業務 仕様書

第1条 適用範囲

本仕様書は、落石防護網設計業務に適用する。

本仕様書に明示なき一般事項は「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」に基づく。

第2条 業務目的

既存法面の状況等を確認し、落石防護網の設置または撤去工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な報告書（概要書、構造計算書、設計図面、数量計算書、概算工事費、施工計画書、現地踏査結果）を作成する。

第3条 ロックネット設置設計

既存法面の状況を確認し、落石防護網の設置または撤去工事に必要な設計を行う。

（1）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）現地踏査（外業）

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。

（3）ロックネット設計

受注者は、設計図書に基づき、下記の場合のロックネット設計〔網・アンカーロープ〕を行うものとする。

1）設置設計

- ・ポケット式（材料は再使用）
- ・ポケット式（材料は新材）
- ・覆式（材料は再使用）
- ・覆式（材料は新材）

2）撤去設計

- ・ポケット式（撤去のみ）
- ・ポケット式（再使用あり）
- ・覆式（撤去のみ）
- ・覆式（再使用あり）

※「再使用」とは破損等が軽微（強度、機能が保たれている状態）な場合、再使用を前提に撤去した既存の網・アンカーロープ等を使用することをいう。なお、“移設”とは異なる。

(注：既存の網・アンカーロープ等を再使用する。ただしシャックル、ボルト等のアタッチメントは新材を使うこととする。)

※「新材」とは未使用の新しい網・アンカーロープ等をいう。

※「撤去のみ」とは破損等が著しく再使用できない場合、処分を前提に撤去することをいう。

(注：既存の網・アンカーロープ等は再使用しない。)

(4) 設計図作成

受注者は、設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

(5) 数量計算

受注者は、数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、報告書を作成するものとする。

第4条 成果品

- (1) 設計計算書
- (2) 設計図面
- (3) 数量計算書
- (4) 施工計画書
- (5) 現地踏査結果
- (6) その他監督員の指示するもの

第5条 打合せ

業務に関する打合せ記録簿の記録は受注者が行うものとし、相互に確認しなければならない。

なお、打合せ回数は3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。また、業務着手時及び完了時には管理技術者が出席するものとする。